

法律の 現場から

148

相続法改正・ 配偶者の 居住権

弁護士 篠原宏二

相続法が改正され、配偶者の居住権が新設されることになりました。これまでは、相続において、配偶者が居住する建物の所有権を取得すると、預貯金等

有権よりも価値が低いため、配偶者は自宅での居住を継続しながら、預貯金等も取得することができるようにもなります。

については子ら他の相続人が取得するため、配偶者の生活費が不足してしまう場合があります。そこで、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、遺産分割等により、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする権利を取得させることができますようになりました。この居住権は所

この改正法の施行は2020年4月1日になります。家族のあり方が多様化する中、連れ添った配偶者の生活が守られることはとても大切で、この居住権の活用が期待されます。

